

② 総務省

法人名	独立行政法人情報通信研究機構(平成16年4月1日設立)〈非特定〉 (理事長:宮原 秀夫)
目的	情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の研究及び開発、高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援、通信・放送事業分野に属する事業の振興等を総合的に行うことにより、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進に資することを目的とする。
主要業務	1 情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の調査、研究及び開発。2 宇宙の開発に関する大規模な技術開発であつて、情報の電磁的流通及び電波の利用に係るもの。3 周波数標準値を設定し、標準電波を放射し、及び標準時を通報すること。4 電波の伝わり方について、観測を行い、予報及び異常に関する警報を送信し、並びにその他の通報をすること。5 無線設備の機器の試験及び校正を行うこと。6 業務に関連して必要な技術の調査、研究及び開発を行うこと。7 高度通信・放送研究開発を行うために必要な相当の規模の施設及び設備を整備してこれを高度通信・放送研究開発を行う者の共用に供すること。8 高度通信・放送研究開発のうち、その成果を用いた役務の提供又は役務の提供の方式の改善により新たな通信・放送事業分野の開拓に資するものの実施に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。9 海外から高度通信・放送研究開発に関する研究者を招へいすること。10 情報の円滑な流通の促進に寄与する通信・放送事業分野に関し、情報の収集、調査及び研究を行い、その成果を提供し、並びに照会及び相談に応じること。11 基盤技術研究円滑化法等に規定する業務を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	情報通信・宇宙開発分科会(分科会長:森永 規彦)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nict.go.jp/">http://www.nict.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html</a>
中期目標期間	5年間(平成18年4月1日～平成23年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	目標期間	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 * 第2期中期目標期間:NICTのミッションを踏まえ、5年間にわたる第2期中期目標期間の業務実績をみた場合、全体的にその目標を十分達成し得たと評価することができる。 H22年度:平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。 H21年度:総体的に見れば、当該年度における中期計画は十分達成されたと評価できる。 H20年度:平成20年度における中期計画の達成度は良好であると評価できる。 H19年度:(H18年度に導入された)新しい仕組みを着実に運用し、全体的に所期の目標を十分上回る成果が得られたものと評価できる。 H18年度:中期目標・中期計画のうち当該年度における計画目標を総体的にみて期待されるレベルを上回って達成したと認められる。
<項目別評価>							
1. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上							
(1)戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	AA	A	A	A	A	A	
(2)研究開発計画	AA×5 A×12	AA×4 A×10 B×3	AA×6 A×9 B×1	AA×4 A×11 B×1	AA×3 A×13	AA×3 A×14	
(3)高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	A	AA	A	A	A	A	
(4)利便性の高い情報通信サービスの浸透支援	A	AA	A	B	A	A	
(5)その他							
2. 業務運営の効率化							
(1)組織体制の最適化	A	B	B	B	A	A	
(2)業務運営の効率化	A	A	B	A	A	A	
3. 予算、収支計画及び資金計画							
(1)予算計画							
(2)収支計画							
(3)資金計画	A	A	A	A	A	A	
4. 短期借入金の限度額							
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画							
6. 剰余金の使途							
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
(1)施設及び設備に関する計画							
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分に関する事項							
(4)その他研究機構の業務の運営に関し必要な事項							

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価の内容)

- 平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度(5年目)に相当し、中期計画を締め括るにふさわしい研究業務、業務運営等がなされたと評価できる。

## (2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
戦略的な研究開発並びにその成果の発信及び普及	1(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>機構が自ら実施する研究開発課題について、外部評価委員会による評価を実施し、その結果を踏まえて内部評価を実施することにより、研究資源の効率的・効果的配分を実現するための総合的な評価システムを運用した。特に、平成22年度は第2期中期目標期間の最終年度であるため、外部評価委員会において研究グループごとに研究成果に対する期末評価を実施した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営費交付金が縮小する中で、研究開発課題の3領域への重点化、戦略的人材獲得・育成（人件費の制約の範囲内でのパーマネント職員の積極的採用、特別招聘制度の活用等）、外部評価及び内部評価の総合的実施と同評価に基づく資源配分の柔軟な変更及び事業仕分けへの対応など、必要な施策が着実に実行されている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
高度衛星通信技術に関する研究開発	1(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>東日本大震災における災害対応WINDS 運用として、東京消防庁と連携して平成23年3月15日から気仙沼と東京消防庁をWINDS で接続しHD 画像伝送やデータ伝送支援を実施、さらに3月20日からは防衛省と連携し、物資供給拠点となった航空自衛隊松島基地と入間基地および鹿島宇宙技術センターをWINDS で接続しHD 画像伝送やデータ伝送およびインターネット接続支援を実施しブロードバンド衛星通信の有効性及び耐災害性を発揮した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>技術試験衛星「きくⅧ号」によるアンテナビーム指向補償技術等の実証、超高速インターネット衛星「きずな」により衛星経由でのインターネット通信の有効性を、東日本大震災での震災対策支援を含め様々なアプリケーション応用として実証した点を評価する。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
高度通信・放送研究開発を行う者に対する支援	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成22年度の海外研究者の招へいについては、国内2機関に3カ国から3名を招へいし、情報通信技術の研究開発と人的交流を促進した。国際研究集会については3件を助成し、その円滑な運営に寄与した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「海外研究者の招へいによる研究開発の支援」では、招へい研究者数は3名である。これは目標5名を下回っているが、応募が少なかったためであるので、情報通信研究開発の国際的連携の枠組みを構築、展開する上で有用な施策であることに鑑み、海外あるいは日本の研究機関に所属する外国人の研究者に対して情報通信研究機構(NICT)の認知度をアップするための周知方法等に工夫が必要である。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>
人事に関する計画	7(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>中期計画に記載した人件費削減に係る目標の達成に向け、人件費削減施策を継続するとともに、人件費の制約の範囲内でパーマネント職員を積極的に採用し、人件費削減目標達成と新規採用増加の両立を実現している。</li> <li>平成22年度の人件費は38億9129万円(平成17年度比5.1%減)となっており、平成17年度基準額から5%以上削減するという中期計画における人件費削減目標を達成した。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>総人件費の削減率は平成17年度比5.1%減となっており、目標(5.0%以上減)を達成しつつ、採用増を実現している。</li> <li>総合職のラスパイレース指数が104.8となっているが、大部分の職員が都市部を勤務地とし、地域手当の支給率が国家公務員平均より高いというやむを得ない事情によるものである。研究職の指数96.4であり、機構全体では国家公務員の水準を下回っている。また、他の独立行政法人より指数は低くなっている。</li> </ul> <p style="text-align: right;">など</p>

## 3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- ユニバーサル・プラットフォーム技術に関する研究開発業務について、貴委員会の平成21年度業務実績の評価結果では、「ユニザ適応化技術と地域適応型通信基盤技術の両分野において、中期目標に掲げられた項目は、ほぼ達成されてはいるものの、両者の成果に関しての関係性・相関性についての国民目線での平易な説明が望まれる」等の指摘がされている。一方、平成22年度業務実績の当該項目の評価結果等をみると上記指摘事項に対する改善状況が業務実績報告書及び評価結果において必ずしも明らかにされていない。今後の評価に当たっては、評価の実行性を高めるため、過去に指摘を行った事項について、適切に改善が行われているかどうかを明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人統計センター(平成15年4月1日設立)〈特定〉 (理事長: 戸谷 好秀)
目的	国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表、これに必要な統計技術の研究等を一体的に行うことにより、統計の信頼性の確保及び統計技術の向上に資することを目的とする。
主要業務	1 国勢調査等の製表を行うこと。2 国の行政機関又は地方公共団体の委託を受けて統計調査の製表を行うこと。3 統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理を行うこと。4 業務に必要な技術の研究を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長: 森永 規彦)
分科会名	統計センター分科会(分科会長: 佐藤 修三)
ホームページ	法人: <a href="http://www.nstac.go.jp/">http://www.nstac.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	-	-	-	-	-	-	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。  * 総務省独立行政法人評価委員会統計センター分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、総合評価には「-」を記入している。
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>							
(1)業務運営の高度化・効率化	AA	AA	AA	AA	AA	A	
(2)効率的な人員の活用	A	A	A	A	A	A	
(3)業務・システムの最適化	A	A	A	AA	AA	AA	
(4)随意契約の見直し				A	A	A	
(4)製表業務の民間開放に向けた取組		A	A				
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1)国勢調査その他国勢の基本に関する統計調査の製表	AA×3 A×6	AA×4 A×7	AA×3 A×10	AA×3 A×7 B×3	AA×5 A×6 B×1	AA×3 A×10	
(2)受託製表	A×11	A×11 B×1	A×15 B×1	AA×3 A×9 B×1	AA×1 A×9 B×1	A×10	
(3)統計の作成及び利用に必要な情報の蓄積、加工その他の処理	A	A	A	A	AA	AA	
(4)技術の研究	A	A	A	A	AA	A	
(5)製表結果の精度確保・秘密の保護				A	A	A	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>6. 剰余金の使途</b>	-	-	-	-	-	-	
<b>7. その他の業務運営</b>							
(内部統制)						A	
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)積立金の処分				-	-	-	
(4)その他	A	A	A	A	A	A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 中期計画においては、投入量を分析し、その結果を活用して業務運営の高度化・効率化を推進することとされているところ、項目別評価を総合すると、平成22年度においても、21年度に引き続き各種統計調査の製表業務が基準に基づき進められ、概ね要求された品質で期限までに結果が提供されていると認められる。
- 経常的な業務経費及び一般管理費の削減については、前年度比22.3%の削減を達成した結果、効果比較年度の19年度に対する割合は69.4%となり、中期計画における目標数値(平成24年度までに85%以下)に向けて着実に削減を達成しつつある。また、常勤役職員数についても、中期計画における目標値である「平成24年度末に前期末(平成19年度末)比94%以下」に向けて着実に削減を達成しつつあり、これらの効率化を引き続き推進することが望まれる。
- 役職員の給与については、対国家公務員で95.4、対他法人で90.5となっており、適正な水準に保たれていると認められる。
- 業務・システムの最適化計画の実施については、平成23年度までに約3.9億円の削減目標を立てているところ、22年度までにおいて、効果比較年度の18年度に比べて約5.3億円の経費削減を実現しており、同計画に掲げた施策はすべて完了した。
- 新統計法に基づき平成21年度から新たに開始された公的統計の二次利用業務について、件数、手数料収入を増加させて

おり、利用者のニーズ把握に取り組むなど順調に業務が実施されていると認められる。

- 製表業務に関する技術研究については、オートコーディングシステム及びデータエディティングシステムに関する研究が重点的に進められており、22年度において、OCR機により認識されたデータを用いて直接産業大分類に格付する技術の研究を行っており、文字入力に係る経費及び処理期間を短縮し、オートコーディングシステムによる更なる省力化が期待される。今後も、国勢調査及び経済センサス-活動調査における実用化に向けた研究が進められており、更なる省力化が期待される。
- 人材の確保・育成による組織の能率向上も着実に進められている。
- 以上のことから、全体としては、第2期中期目標期間（平成20～24年度）の3年目となる22年度については、当該時点において中期計画を十分達成したものと認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等																
業務・システムの最適化	1(3)	<ul style="list-style-type: none"> <li>最適化計画に基づき、平成22年8月に17年国勢調査用ホストコンピュータのダウンサイジングを実施し、クライアント/サーバシステムへの移行を完了した。また、これに伴うデータ移行作業については、統計調査集計システム(13調査20システム)、長期保存データ(約58,000ファイル)及び中間保存データ(約17,000ファイル)の移行を完了した。これらにより、最適化計画に掲げた施策はすべて完了した。なお、次期最適化計画策定に向け、クラウド等を視野に入れた、統計センターLANシステムの合理化等について、検討を開始した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務・システムの最適化計画に基づき、平成22年8月に17年国勢調査用ホストコンピュータのダウンサイジングを実施したことで、効果比較年度の18年度に比べて約5.3億円の経費削減を実現し、十分効率的に業務を行っている。</li> </ul> <p>など</p>																
国勢調査	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国勢調査に係る実績は、44,181人日(対計画4,684人日(10%)減)であった。投入量減少の主な要因としては、OCR読取状況の遅れに伴い、人口等基本集計のデータチェック審査事務の着手が遅れたことなどが挙げられる。</li> </ul> <p>など</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>投入量については、OCR読取状況の遅れに伴い、人口等基本集計のデータチェック審査事務の着手が遅れたことなどにより、業務全体では予定より減少(対計画4,684人日(10%)減)している。また、調査票の提出方法に全封入提出方式を採用したほか、郵送提出方式及び一部にオンライン回答方式を導入する等新しい調査手法と増大する業務量に対応するため、三つ折り調査票を読み取れるOCRの導入、民間委託の活用など新たな取組により、一定程度効率的な業務運営が行われていると認められる。</li> </ul> <p>など</p>																
公害等調整委員会事務局委託業務(公害苦情調査)	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害苦情調査の実施状況</li> </ul> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="4">提出状況</th> <th rowspan="2">満足度</th> </tr> <tr> <th>予定</th> <th>実績</th> <th>期限</th> <th>適合度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>公害苦情調査 平成21年度調査</td> <td>22.10</td> <td>22.10.12</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>a</td> </tr> </tbody> </table> <p>など</p>	区分	提出状況				満足度	予定	実績	期限	適合度	公害苦情調査 平成21年度調査	22.10	22.10.12	○	○	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>公害等調整委員会事務局から提示された製表基準書に基づき、適切に作成した事務処理マニュアルにより製表業務が行われ、定められた期限までに製表結果を提出している。統計センターに委託した製表業務に対する同局の満足度についても、「満足」という状況である。また、投入量は予定より減少(対計画123人日(51%)減)しているが、この減少は、公害等調整委員会事務局から提出された調査票等情報(磁気データ)の内容検査が充実したことによる統計センターの疑義処理件数が従前より大幅に減少したことによるものであり、効率的な業務運営が行われていると認められる。</li> </ul> <p>など</p>
区分	提出状況				満足度														
	予定	実績	期限	適合度															
公害苦情調査 平成21年度調査	22.10	22.10.12	○	○	a														

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人の平成22年度における職員(事務・技術系職員)の給与水準は、対国家公務員指数で95.4(年齢勘案)と100を下回っており、貴委員会の評価結果では「適切に保たれている」とされている。

しかしながら、本法人の給与水準については、対国家公務員指数で100を下回っているものの、給与水準の公表が開始された平成15年度以降、一貫して上昇している傾向にある。

今後の評価に当たっては、独立行政法人の給与水準については依然として国民の厳しい視線が向けられていること、基本方針において、「評価委員会による事後評価においても、引き続き厳格なチェックを行う」とされていることなどを踏まえ、当該年度の給与水準の適切性だけでなく、上記の給与水準の上昇の理由等を含めて、その適切性・妥当性について評価を行うべきである。

法人名	独立行政法人平和祈念事業特別基金(平成15年10月1日設立)＜非特定＞ (理事長:福井 健一)
目的	今次の大戦における尊い戦争犠牲者を銘記し、かつ、永遠の平和を祈念するため、恩給欠格者、戦後強制抑留者、引揚者等の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業を行うことを目的とする。
主要業務	1 関係者の労苦に関する資料を収集し、保管し、及び展示すること。2 関係者の労苦に関する調査研究を行うこと。3 関係者の労苦に関し、出版物その他の記録を作成し、及び頒布し、並びに講演会その他の催しを実施し、及び援助し、並びにこれに参加すること。4 戦後強制抑留者に係る問題に関する特別措置法(平成二十二年法律第四十五号)第三条第一項の特別給付金の支給を行うこと。5 関係者の労苦について国民の理解を深めること等により関係者に対し慰藉の念を示す事業(平成19年度より「特別記念事業」を実施)を行うこと。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	平和祈念事業特別基金分科会(分科会長:亀井 昭宏)
ホームページ	法人: <a href="http://www.heiwa.go.jp/">http://www.heiwa.go.jp/</a> 評価結果: <a href="http://www.soumu.go.jp/main_content/000127298.pdf">http://www.soumu.go.jp/main_content/000127298.pdf</a>
中期目標期間	5年間(平成20年4月1日～平成25年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	第1期中期目標期間	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>	*	*	*	*	*	*	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。  *第1期中期目標期間:目標を十分達成 H22:目標を概ね達成 H21:目標を十分達成 H20:目標を概ね達成 H19:目標を概ね達成 H18:目標を十分達成 H17:目標を十分達成
<項目別評価>							
<b>1. 業務運営の効率化</b>							
(1)業務経費の削減	AA	A	A	A	A	A	
(2)外部委託の推進	A	A	A	A	A	A	
(3)組織運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)随意契約の見直し				A	A	A	
<b>2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>							
(1)資料の収集、保管及び展示	AA×2 A×1	A×2 B×1	A×1 B×2	A×3 B×1	AA×1 A×1 B×3	A×2 B×2 C×1	
(2)調査研究	AA×1 A×1	A×2	A×3	A×1 B×1	A×2		
(3)記録の作成・頒布、講演会等の実施等	AA×3 A×1	A×2 B×2	A×2 B×2	AA×1 A×3	A×4	A×4	
(4)書状等の贈呈事業	A×3	A×1 B×1	A×2 B×1	A			
(5)特別記念事業等		A×1 B×2	A×1 B×2	A×1 B×3	A×2 B×1	A	
(6)特別給付金支給事業						A×3 B×1 C×1	
(7)その他の重点事項	A×4 B×1	AA×1 A×3 B×1 D×1	AA×1 A×3 B×1	AA×1 A×4 B×2	AA×1 A×4	AA×1 A×3 C×1	
<b>3. 予算、収支計画及び資金計画</b>	A	A	A	A	A	A	
<b>4. 短期借入金の限度額</b>	-	-	-	-	A	-	
<b>5. 重要な財産の処分等に関する計画</b>	-	-	-	-	A	-	
<b>6. 剰余金の使途</b>	-	-	-	-	A	-	
<b>7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項</b>							
(1)施設及び設備に関する計画	-	-	-	-	-	-	
(2)人事に関する計画	A×2	A×2	A×2	A	A	-	
(3)その他業務運営に関する事項	A×3	A×3	A×3	A×4	A×3 B×1	A×4	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 平和基金の目的である慰藉の念を示す事業について、平和祈念展示資料館における資料の展示業務では、企画展の開催など展示内容の充実を図るとともに、様々な手法による積極的な広報活動などを行い、入館者数は目標の89.1%となった。また、平和祈念展や講演会等の開催などを行い、入館者増に対し一定の効果があつたほか、これらのアンケートでは資料館でのアンケートとともに過半数の方から満足の回答を得ていることから、目標どおりの成果を上げていると評価できる。
- 平和基金が22年9月末をもって特別給付金支給事業以外の業務を実施しないこととなったことに伴う資料の移管については、総合情報データベースを整理し、ハード及びソフトを更新したうえ、総務省に引き継いだことは評価できるが、使用関係がきちんと整理されていないものや、指定された収納場所に収納されていないものがあるなど、円滑に移管されたとはいえない状況があり、改善の余地があつた。
- 22年6月16日のシベリア抑留者特措法の成立により平和基金が新たに取り組むこととなった特別給付金支給事業については、10月25日の請求受付開始までの事前準備が不十分であつたことなどから受付開始直後の膨大な請求の集中に対し当初の認定に遅れが生じ、標準処理期間内に処理できなかったものが多数生じたものの、法案立案時の推計による対象者数67,000件に対し、事業開始から5か月余りで62,277件を受け付け、56,448件の認定を行い、51,802件の支給を行ったことは評価できる。対象者が御高齢であることをかんがみ、今後も迅速な処理に努めることが望まれる。
- 経費総額や人件費の削除については、引き続き更なる削除のための努力を行っていくことを期待したい。
- 以上のことから項目別評価を総合すると「目標を概ね達成」と認められる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との 関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
基金解散後の資料等の在り方	2(1)	<ul style="list-style-type: none"> <li>基金解散後の資料等の在り方 平和祈念展示資料館の展示資料及び美術品専用倉庫に別途保管の実物資料は、総合情報データベースシステムの資料データ管理システム及び図書システムへデータ入力。実物資料とデータを照合し9月末に国に移管。実物資料の一部について、使用関係がきちんと整理されていないもの、指定された収納場所に収納されていないものなど、円滑に移管したとはいえない状況が見受けられた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平和祈念展示資料館資料等の移管について、総合データベースシステムについては適切に国に移管したものの、実物資料の一部について、円滑に移管したとは言えない状況が見受けられたことから、「目標をある程度達成しているが改善の余地がある」と評価できる。</li> </ul>
特別給付金の支給	2(6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>受付開始から2週間余りの間に約42,000件の申請が行われたことから、時間外勤務、休日出勤で対応するとともに、11月下旬からは、事務処理体制の拡充、昼夜交替制勤務等を積極的に行うことにより認定実績を上げた。</li> <li>特別給付金の認定通知を送付する際に、内閣総理大臣からの書面も添付することにより、戦後強制抑留者の労苦の慰藉に資するように努めた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別給付金の支給については、法案立案時推計対象者数の90%以上の方からの申請を受け、そのうち80%以上の方に支給することができたことから、「目標を十分達成」と評価できる。</li> </ul>
ホームページの充実	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>年度計画の上半期(4～9月)のアクセス件数は、579,544件で目標の38万件に対し153%の達成率。(前年度上半期のアクセス件数は、491,490件)4月から運用開始したインターネット資料館は平和祈念展示資料館の紹介をしており、基金ホームページとの相乗効果があつたことから多くのアクセスがあつた。</li> <li>「平和の礎(海外引揚者が語り継ぐ苦労)追補版」の全文を電子データとして掲載</li> <li>特別企画展等の開催情報や語り部の参加情報について掲載</li> <li>平成22年10月に基金ホームページの全面更新を行い、特別給付金の支給情報等を中心に適宜情報提供</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ホームページの充実については、新たにインターネット資料館を開設し、基金ホームページとの相乗効果を図ったことにより、目標のみならず、前年度上半期のアクセス件数を大幅に上回ったアクセス件数を得たほか、内容の充実などに適宜努めたと認められることから、「目標を大幅に上回って達成」と評価できる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法人名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構(平成19年10月1日設立)〈非特定〉 (理事長:平井 正夫)
目的	日本郵政公社から承継した郵便貯金及び簡易生命保険を適正かつ確実に管理し、これらに係る債務を確実に履行し、もって郵政民営化に資することを目的とする。
主要業務	1 郵政民営化法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成17年法律第102号。以下「整備法」という。)附則第5条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の郵便貯金法(昭和22年法律第144号。以下「旧郵便貯金法」という。)の規定、整備法附則第5条第3項の規定によりなおその効力を有するものとされる公的資金による住宅及び宅地の供給体制の整備のための公営住宅法等の一部を改正する法律(平成17年法律第78号)附則第7条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法附則第6条の規定による改正前の旧郵便貯金法の規定及び整備法附則第6条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる整備法第2条の規定による廃止前の簡易生命保険法(昭和24年法律第68号。以下「旧簡易生命保険法」という。)の規定、整備法附則第17条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同項各号に定める法律の規定及び整備法附則第18条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧簡易生命保険法の規定により簡易生命保険の業務を行う。3 1及び2の業務に附帯する業務を行う。
委員会名	総務省独立行政法人評価委員会(委員長:森永 規彦)
分科会名	郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会(分科会長:下和田 功)
ホームページ	法人: <a href="http://www.yuchokampo.go.jp/index.html">http://www.yuchokampo.go.jp/index.html</a> 評価結果: <a href="http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html">http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo06_01000015.html</a>
中期目標期間	4年6か月間(平成19年10月1日～平成24年3月31日)

1. 府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	備考
<総合評価>		—	—	—	1. AA、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準(手法)は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。  ※ 総務省独立行政法人評価委員会郵便貯金・簡易生命保険管理機構分科会は、総合評価自体について評定を付さない取扱いとしているため、「—」と記載している。
<項目別評価>					
<b>1.業務運営の効率化</b>					
(1)組織運営の効率化	AA	AA	A	A	
(2)業務経費の削減	A	B,A	A,A	A,A	
<b>2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上</b>					
(1)資産の確実かつ安定的な運用	A	A,A	A×4	A,A	
(2)業務の質の確保、標準処理期間の設定	A	A	A×2	AA,A	
(3)監督方針の策定、確認等	B	A	—	—	
(4)業務の実施状況の継続的な分析	A	A	B	A	
(5)照会等に対する迅速かつ的確な対応	B	B	B	A	
(6)情報の公表等	A	A	A	A	
(7)預金者等への周知	A	B	B	B	
<b>3.財務内容の改善に関する事項</b>					
(1)予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	
(2)短期借入金の限度額	—	—	—	—	
(3)重要な財産の処分等に関する計画	—	—	—	—	
<b>4.その他業務運営に関する重要事項</b>					
(1)施設及び整備に関する計画					
(2)適切な労働環境の確保	A	A,A	A	A	
(3)機構が保有する個人情報の保護	A	A	B	B	
(4)災害等の不測の事態の発生への対処	A	A	A	A	
(5)その他	C	A	A,A	A,A	

2. 府省評価委員会による平成22年度評価結果(H23.9.2)(主なものの要約)

(1)総合評価

(中期計画全体の評価)

- 業務経費の削減については、契約監視委員会の体制増強等により、業務運営コストの平成22年度の決算額を予算額と比較して31.4%低減。一者応札・一者応募については、平成21年度の32%から43.3%へ上昇。
- 人件費については、超過勤務手当等の削減に引き続き取り組み、中期計画期間の目標値を現段階で上回る人件費削減を達成。
- 提供するサービスの質の確保について、郵便貯金管理業務については、機構において重大事故に関する傾向分析が行われ、高額払戻者への案内送付等の犯罪防止の取組を開始し、再委託先の監督については、局長を対象にした研修等を実施。現金過不足事故及び委託先・再委託先での犯罪発覚件数が前年度よりも減少。保険金等の支払い業務については、目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」を達成。また提供サービスに対する利用者調査の結果では、9割以上が民営化前と比べ向上あるいは維持と回答。業務の実施状況の継続的な分析については、委託先や機構が受けた意見を分析し、改善提案を実施。アンケート調査の実施や、その結果の管理業務への反映などフィードバックも見られネット調査を利用するなどコストパフォーマンスの観点から効率性が高いと評価できる。
- 預金者への周知等については、今年度より従前の対応に加え、郵便貯金払戻証書について、「払戻しをお勧めする通知」を権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組を実施。満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続を満期等の3ヶ月前から行うことができることとし、事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとした。また、顧客への周知活動については、新聞広告、ラジオ広告、周知用チラシの作製及び郵便局への配

- 布等、複線的な対応を実施。
  - 予算、収支計画及び資金計画について、高金利時代の郵便貯金の満期時期との関係で権利消滅金が多額であったが、内容についての検討を実施。
  - 災害等の不測の事態の発生への対応については、緊急事態対応計画全体の検証・見直しを実施し、「緊急時連絡体制網」及び「緊急時非常参集体制」を速やかに現行化。委託先に対して、また、それぞれ委託先を通じて再委託先に対しても、「危機管理規程」、「危機管理マニュアル」等、関連する文書について報告を求め、災害等の対応体制について確認を実施。東日本大震災の際には、委託先・再委託先に対して、東北地方を中心とした支店、サービスセンター、郵便局の被害状況・業務の実施状況等について確認を実施し、委託先、再委託先とも十分な連携体制を整備。
  - 環境保全の取組については、グリーン調達については1品目を除く35品目が目標を達成。
  - 内部統制、役職員のイニシアティブについては、法人のミッションを踏まえ、理事長のリーダーシップが発揮できるよう各種社内会議等で経営方針及び指示の徹底を図っており、法令遵守等のモニタリングも日常的に実施。
- 以上のことから、各種の個別評価を踏まえると、中期目標・計画は十分に達成したものと考えられる。

(2) 項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
提供するサービスの質の確保	2(2)	<ul style="list-style-type: none"> <li>委託先に対する監督項目及び監督方針を定め、確認指導等を実施。委託先に対し公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに、委託先が行う銀行業務、生命保険業務と同等以上の質の確保を求めた結果、業務の質については、現金過不足事故が減少傾向にある等、一部改善された。また、「利用者の評価等に関する調査」の結果から、公社業務と比較すれば全般的に向上していると認められた。</li> <li>再委託先に対する監督項目等を規定した監督方針を定め、委託先を通じて確認・指導等を行うことにより再々委託する場合も含め公社業務と比較し業務の質の維持・向上に努めるとともに再委託先が行う銀行業の代理業務、生命保険契約の維持・管理業務と同等以上の質を確保することを求めた。再委託先の監督に当たっては、委託先を通じ報告を求め、指導等を行う一方、実地監査は再委託先に対し直接実施した。</li> <li>郵便貯金管理業務においては、標準処理期間の達成状況について確認し、指導した結果、いずれの取扱いについても、通年では、標準処理期間内の処理割合9割以上を達成。簡易生命保険管理業務においては、標準処理期間について、標準処理期間内での処理状況について報告を受け、いずれの保険金等の支払種別についても、標準処理期間内の処理割合9割以上を達成。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金過不足事故は、前年度比 40%以上減少。機構において重大事故に関する傾向分析が行われ、高額払戻者への案内送付等の犯罪防止取組が開始された結果、委託先の犯罪発覚件数はゼロとなる。苦情対応について、本年度から機構としての分析を行いホームページ上で概要公表。以上から機構は委託先に対して十分な監督を行っており、一部では大きな改善があったと評価できる。</li> <li>監督業務については、機構が保有する郵便貯金の支払業務を民間企業に委託又は再委託することとなっている現行制度に鑑み必要性は明白、さらに事故件数の減少、少人数での運営という点で、有効性及び効率性は非常に高いものと評価できる。</li> <li>保険金等の支払い業務については、再委託先の支払い管理体制、支払い点検の取組状況の報告を受け、適正な支払い状況を確認するとともに、速やかな対応が実施されるよう標準業務処理期間を定め、その確認を行っている。目標に定めた「標準処理期間内9割以上の処理」が達成されている。以上から「目標を十分達成した」と評価した。</li> </ul>
預金者等への周知	2(7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便貯金について、預入・据置期間が経過する日の2ヶ月前に「満期のご案内」を、さらに10年を経過した貯金となる日の2ヶ月前に「満期日経過のご案内」を送付し早期払戻しを勧奨。また、預入・据置期間経過後の郵便貯金残高を毎月把握し、機構のホームページに掲載、毎月更新し、満期を経過した郵便貯金の早期受取りを呼びかけ。</li> <li>郵便貯金払戻証書については、平成23年2月から、従前の4ヶ経過時点の送付に加え権利消滅の2ヶ月前にも「払戻しをお勧めする通知」を預金者に送付。</li> <li>簡易生命保険管理業務においては、保険金等の請求漏れを防止するため、平成21年度から、満期保険金等の事前の案内書について、満期等の3ヶ月前に送付するとともに、満期保険金等の請求手続きについても、満期等の3ヶ月前から行うことができるとしている。満期保険金等の請求がなかった場合の事後の支払い案内書について、従前、満期等の1年1ヶ月後に送付、これに加え満期等の3ヶ月後にも送付することとした。支払通知書発行後、3ヶ月、6ヶ月又は1年経過しても保険金等の受取りがない契約の残存状況について、毎月把握しその残存状況及び早期受取りのお知らせを機構ホームページにより公表。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>郵便貯金払戻証書について、権利消滅の2ヶ月前にも送付する取組は預金者への更なる周知の強化につながる取組。</li> <li>満期保険金等の事前案内について、満期等の3ヶ月前に送付。請求手続きを満期等の3ヶ月前から行うことができることとしたこと。満期保険金等の請求がなかった場合、事後の支払案内書を満期等の3ヶ月後にも送付することとしたことは保険金等の請求漏れの防止に繋がる。</li> <li>周知活動は新聞広告、ラジオ広告、チラシの作製及び郵便局への配布等、複線的な対応。こうした取組は早期受取り等を勧奨する上でも有効であり、引き続き実施することが必要。</li> <li>睡眠貯金残高、権利消滅額は大幅に増加。今後も睡眠貯金残高や権利消滅額の減少に向け、個別案内周知の充実や住所不明口座を減少させる取組の充実など一層効果的な対応を検討することが期待される。以上から「中期目標を概ね達成」したものと考えられる。</li> </ul>

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

